

平成27年第4回平群町議会

定例会会議録（第4号）

| | |
|---|---|
| 招 集 年 月 日 | 平成27年9月28日 |
| 招 集 の 場 所 | 平群町議会議場 |
| 開 会 （ 開 議 ） | 9月28日午後3時2分宣告（第4日） |
| 出 席 議 員 | 1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之 3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝 5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み 7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹 9 番 高 幣 幸 生 10 番 窪 和 子 11 番 下 中 一 郎 12 番 馬 本 隆 夫 |
| 欠 席 議 員 | な し |
| 地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名 | 町 長 岩 崎 万 勉 副 町 長 中 島 伊 三 郎 教 育 長 岡 弘 明 会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章 理 事（政策推進課長） 大 浦 孝 夫 理 事（総務防災課長） 経 堂 裕 士 理 事（都市建設課長） 植 田 充 彦 理 事（教育委員会総務課長） 西 本 勉 理 事（上下水道課長） 島 野 千 洋 税 務 課 長 西 脇 洋 貴 住 民 生 活 課 長 上 田 武 司 健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘 福 祉 課 長 塚 本 敏 孝 観 光 産 業 課 長 寺 口 嘉 彦 住 民 生 活 課 参 事 北 樋 口 政 弘 |
| 本会議に職務の ため出席した者 の職氏名 | 議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘 主 幹 田 中 裕 美 主 任 竹 村 恵 |
| 町 長 提 出 議 案 の 題 目 | 第1号に同じ |
| 議 員 提 出 議 案 の 題 目 | 発議第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を 求める意見書（案） 発議第12号 安全保障関連法の廃止を求める意見書（案） |
| 議 事 日 程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 |

平成 27 年 第 4 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 27 年 9 月 28 日 (月)
午後 3 時 開 議

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 1 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について (総務建設委員長報告) |
| 日程第 2 | 議案第 4 2 号 | 平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定について (総務建設委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 4 3 号 | 平群町手数料条例の一部を改正する条例について (総務建設委員長報告) |
| 日程第 4 | 認定第 1 号 | 平成 26 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 認定第 2 号 | 平成 26 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 認定第 3 号 | 平成 26 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 認定第 4 号 | 平成 26 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 認定第 5 号 | 平成 26 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 認定第 6 号 | 平成 26 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 認定第 7 号 | 平成 26 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 認定第 8 号 | 平成 26 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 12 | 認定第 9 号 | 平成 26 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 13 | 認定第 10 号 | 平成 26 年度平群町水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員長報告) |
| 日程第 14 | 発議第 1 1 号 | 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書 (案) |
| 日程第 15 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

平成 27 年 第 4 回 (9 月)
平群町議会定例会追加議事日程

(第 4 号の追加)

追加日程第 1 発議第 12 号 安全保障関連法の廃止を求める意見書 (案)

再 開 (午後 3時02分)

○議長

皆さん、こんにちは。

本日、都市建設課の岡田参事が欠席をいたしますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成27年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

会議の冒頭ではございますが、井戸議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。井戸君。

○3番

18日の私の一般質問において、再質問の中で「—————」という発言をしたことは行き過ぎており、会議録から削除していただきたいので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

○議長

ただいま井戸議員から申し出のあったとおり、発言の部分は削除いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま井戸議員から申し出のあった発言の部分は、削除することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

日程第2 議案第42号 平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第3 議案第43号 平群町手数料条例の一部を改正する条例について

以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案3件については、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務建設委員長、山田君。

○総務建設委員長（山田仁樹）

それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月9日に開催された平群町議会第4回定例会の本会議において、総務建設委員会に付託を受けた、議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の制定について、議案第42号 平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、議案第43号 平群町手数料条例の一部を改正する条例について、9月10日、当委員会を開催して審査をしました。その審査内容と審査結果を報告いたします。

議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定め、円滑に国及び地方公共団体との連携を図り、地域の特性に応じた施策を実施するために制定するものです。

主な質疑では、マイナンバー制度導入の目的と、公平・公正な社会ということで、生活保護の不正受給や脱税の防止に役立つと思うが、その点はどのように考えているのか質され、社会保障、税、災害の3部門に関して積極的に構築しているところで、今まで複数の同一機関でいろいろな書類を出してもらう必要があったが、マイナンバー制度を導入することによって一括して検索できるようになる。また、生活保護や税に関しても悪質なことができないと確認しているとの答弁がありました。

個人情報漏えい対策を国はどのようにされるのか質され、個人情報保護委員会という第三者機関を設置すると聞いているとの答弁がありました。

平群町では、顔写真付きの身分証明として住基カードを持っている方は何名か。また、住基カードとマイナンバーカードの整合性はどのようになっているのか質され、住基カードは平成26年度末で894件発行しており、平成27年12月末で作れなくなる。現在使っている住基カードは10年間使えることになっているが、数年後には町独自のサービスや国のサービスが個人番号でしか対応できなくなるので、いずれは個人番号カードをつくってもらうようお願いしていかなければならないとの答弁がありました。

住基カードと個人番号カードの明確な違いについて質され、住基カードは当初の目的から縮小になり、本人の確認事項と一部公的個人認証で確定申告には使えるようになっており、個人番号カードは個人のサービスや行政サービス等が明確に受けられるようになるとの答弁がありました。

住民票をとらなくてもよいという言い方をしたが、どういうときのことか質され、実際のサービスは平成29年7月から始まるが、例えば、今は住民の方が児童手当や児童扶養手当の手続のために住民票の申請をしてもらっているが、マイナンバーの番号を本人が提示されると担当者がその情報を確認できるので、住民票の発行は必要ないとの答弁がありました。

マイナンバーで印鑑証明や戸籍抄本は交付されるのか、また、コンビニにもつながるのか質され、マイナンバーを使っでの交付は現在考えておらず、当面は独自での証明になる。機械やシステムを構築していけば、コンビニ交付ができるようになるとの答弁がありました。

平群町として個人情報漏れないように特に気を付けたことはあるのか。また、セキュリティーについて、国が出してきた方向でクリアしているのか質され、住民基本台帳システムはインターネットに繋がっているシステムと分断するように国から指示があり、町では10月1日をもって遮断することに決定したとの答弁がありました。

DVの関係で、平群町に住民票はあるが実際は住んでいない場合の対応はされているのか質され、DVに関してはまだ申請がないが、介護施設に入居されていて受け取りが不可能な方で、介護施設の施設長から申請が1件あり、現在対応しているとの答弁がありました。

マイナンバーはいつ頃までに住民に届くのか、国から直接個人に送られるのか質され、送り主は平群町の住民生活課であるが、J-LISという国の機関から10月14日付けで一斉に送付すると確認しており、平群町では10月20日過ぎから10月末日までに、簡易書留で送付される予定であるとの答弁がありました。

送られてきた12桁の番号が気に入らないというケースについて質され、基本的には番号の変更は受け付けないが、漏えいされた場合や番号を盗み見された場合は、再度番号の発行は可能になっているとの答弁がありました。

マイナンバーカードを紛失した場合は、どのようになるのか質され、まずは住民生活課に連絡をしていただき、役場窓口で番号を停止する届けをもらうようになっているとの答弁がありました。

日本に住民票のある全ての人に個人番号が割り当てられるが、子どもの手続について質され、法定代理人や親に申し込みをもらうことになり、20歳

未満の子どもに関しては5年ごとに更新することになるとの答弁がありました。

小さい企業も含めて、人を雇用している企業は雇用者のマイナンバーを全部つかむ必要があるが、平群町では事業者向けの研修会や説明会を開催しているのか質され、法人に関しては取り組んでおらず、国税庁が中心となって啓発をしているとの答弁がありました。

マイナンバーに関する周知方法や相談窓口について質され、今年の5月から11月まで毎月広報に掲載し、10月の広報に住民基本台帳カードと個人番号カードの差や利便性の記事を掲載する予定である。相談窓口は住民生活課で対応することを明確にしていくとの答弁がありました。

続いて討論を行いました。

このマイナンバー制度の導入は、個人情報容易に照合できる仕組みで、プライバシー侵害などが常態化する危険があり、情報が売買され、不正利用されるような社会をつくることにつながる。また、このマイナンバー制度は、国民一人一人の収入と財産を丸裸にすることで税や保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押しつけることが狙いだというのは政府の答弁でも明らかであり、まさに憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねない重大な問題であることから、この条例案には反対するとの討論がありました。

一方、マイナンバー制度の導入については、行政サービスの受給状況を把握しやすくするとともに、行政手続の簡素化により、住民の負担が軽減され、行政側の作業の重複など無駄も削減されるメリットがある。本当に困っている人へきめ細やかな支援が可能となり、災害時にも積極的な支援活動ができることとなる。その一方、脱税や生活保護などの不正受給の防止にも役立つ。マイナンバー制度の第一義は、公平・公正な社会をつくることであり、情報の漏えい対策としては第三者機関による監視・監督や個人情報の分散管理など、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護する措置を講ずることで安全性を十分に確保できるものと理解できる。この制度の町民への周知徹底を図り、万全の準備を進められることを要望して、賛成するとの討論がありました。

採決の結果、本案は賛成多数により原案どおり可決することに決定しました。

議案第42号 平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家等に関する対策の実施が市町村の事務と位置づけられたことにより、所有者等の責務、町の責務を明らかにし、所有者等に対し適切な管理を促し、特定空き家等の発生を未然に防止するとともに、安全で良好な住環境を保全し、魅力あるまちづくりに寄与することを目的に制定するものです。

主な質疑では、平群町に特定空き家と認定される件数はどれくらいあるのか質され、平成25年の実態調査で、町内に空き家が546件確認され、そのうち目視による腐朽、破損状況があるのは25件であるとの答弁がありました。

最初の認定はいつごろで、どのように周知していくのか質され、外観目視を行い、場合によっては立ち入り調査をし、その結果をもとに総合的に判断して認定を行う。認定の流れ等について、ホームページ・広報等によりわかりやすく丁寧に説明していくとの答弁がありました。

空き家等対策協議会の学識経験者はどういう方で、協議会をどのようなペースで開催するのか質され、学識経験者は不動産屋や、建築物に関する専門的な知識が必要であるので土地家屋調査士や建築士等の資格を持った方に依頼し、事案が発生するごとに適時判断をして協議会を開催するとの答弁がありました。

情報提供があった場合の対応と、その提供者に情報を伝えるのか質され、貴重な情報提供であるので、すぐに現地調査、状況確認に行き、行政が関与する事案かどうかを判断し、特定空き家の基準に基づいて認定を行う。第一義的には所有者の責務で改善することになるが、改善が見られない場合は行政指導に着手する。行政の責務としてスピーディーな対応をし、改善措置の進捗状況を見ながら情報提供者の方へも報告していきたいとの答弁がありました。

他町と平群町の空き家条例の違いはあるのか質され、都心部は長屋建ての建物が多いが、平群町は比較的丘陵地に開発された戸建住宅が多いという地域特性があり、判断基準において、そのことを踏まえた運用を行っていくとの答弁がありました。

審査の結果、本案は全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

議案第43号 平群町手数料条例の一部を改正する条例について

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第11条第3項並びに第28条第1項に規定する通知カード・個人番号カードの再交付に伴う手数料を新設する等その他所要の改正を行うものです。

主な質疑では、住民に個人番号カードを再交付する場合、町の持ち出しはないのか質され、町の負担は当面はないとの答弁がありました。

平群町の人件費は、どこから支出しているのか質され、今回の補正予算で61万円の事務費として計上しているとの答弁がありました。

個人番号カードを再交付する際のお金の流れについて質され、発行するのは平群町で、一旦は平群町に手数料を納めていただき、後日、委託する業者のJ

ー L I S から請求書が来て支払いをするとの答弁がありました。

続いて討論を行いました。

手数料条例の一部改正については、マイナンバー法の導入に伴うもので、この個人番号制度については、いろんな問題点があり過ぎるということで、この議案にも反対するとの討論がありました。

議案第 4 1 号でマイナンバー制度が委員会可決し、それに伴う手数料条例の一部を改正する条例のため、賛成するとの討論がありました。

採決の結果、本案は賛成多数により原案どおり可決することに決定しました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、総務建設委員長報告といたします。

平成 2 7 年 9 月 2 8 日

総務建設委員会

委員長 山 田 仁 樹

○議 長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 4 1 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○ 7 番

本条例制定案については、反対をいたします。

委員会の審議でも言いましたけれども、現在、年金や税金、住民票などの個人情報については、公的機関ごとにそれぞれ管理されていると。それにマイナンバーで今後ですね、各情報を一本に結びつけるということが今後可能になるわけです。

この制度は、行政側からすれば、国民の所得や社会保障給付の状況を効率よく把握できる、そういうメリットがあるのかもしれませんが、国民の側にとっては、これまで分散していた個人情報の収集を容易にすることができる。そして、このマイナンバー制度で、一たびこの番号が外部に漏れだせば悪

用される、また、個人のプライバシーが侵害される、その危険が飛躍的に、これまでとは全然違ったことで飛躍的に大きくなると、こういう危惧があります。

それから、10月以降、番号通知がされ、1月に税金事務や雇用保険などの事務で使用するということになってはいますが、同時に顔写真入りの個人番号カードを希望者には身分証明書として使えると。これを便利さだというふうに政府などは売り込んでいるわけですが、本来、マイナンバーになった場合、個人カードなんかつくって持ち歩くということ自体が個人情報の保護にとって大きなマイナスになるということでもあります。それについても、やっぱり問題があるのではないかと。

さらに、昨日終了しました通常国会で、まだ始まっていないこのマイナンバー制度にもかかわらず、新たに健康情報や銀行口座などをこのマイナンバーと結びつけて、さらに民間分野にも拡大していく、そういうことが今度盛り込まれて成立しました。このことでさらに情報漏れのリスクが高まるということになると思います。

また、これは日本年金機構が125万件もの情報流出が発覚したことと関係するわけですが、政府の情報管理への不安が国民の中でも非常に高まっています。そういう中で、当初予定していたよりは、この改正法のほうは、年金との統合は1年5カ月延期されたわけですが、しかし、この年金以外の公的な機関によるさまざまな情報が漏れないとは限らない。ましてや、マイナンバー制度になって、さっきも言いましたけど、もし漏れれば大変なことになるということだと思います。

さらに、先ほど言いました民間事業者も取り扱うということで、民間事業の従業員の皆さんや家族の皆さん、その人たちのマイナンバーが集められるということで、民間企業の対応も非常に大変になってきます。しかし一方で、特に零細企業ではそれが立ちおけているという報道もなされています。このように、中小企業の皆さんにとっては、業務がふえるばかりか、煩雑さも増し、さらに出費もふえる、こういうことで頭を抱えている。こういう状況も浮き彫りになっています。

そういう状況が浮き彫りになって、いずれにしても国民の支持や理解が広がっていない制度で、本来急ぐ必要は全くないわけです。外国の事例を見ても、さまざまな問題が浮き彫りになっています。そういう意味からは、国民にとってはこれを延期したり、また、中止しても何ら不利益はないというふうに考えますので、このような理由から議案第41号に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

議案第41号には、賛成の立場で討論させていただきます。

マイナンバーは、日本に住民票がある全ての人に割り当てられる12桁の個人番号で、いよいよ通知カードが世帯ごとに簡易書留で届けられます。

マイナンバー制度の導入につきましては、行政サービスの受給状況を把握しやすくなるとともに、行政手続の簡素化により、住民の負担が軽減され、行政側の作業の重複などの無駄も削減されるメリットがあると考えられます。そして、本当に困っている人へのきめ細やかな支援が可能となり、災害時にも積極的な支援活動ができることとなります。

その一方、脱税や生活保護などの不正受給の防止にも役立ちます。マイナンバー制度の第一義は、公平・公正な社会をつくることであり、情報の漏えい対策としては第三者機関による監視・監督や個人情報の分散管理など、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護する措置を講ずることで安全性を十分に確保できるものと理解できます。

この制度の町民への周知徹底を図り、万全の準備を進められることを要望いたします。賛成討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案については委員長の報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第42号 平群町空き家等の適正管理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより議案第42号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにはいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号 平群町手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。山口君。

○7 番

先ほどのマイナンバーの条例制定のところでも述べたとおり、制度そのものに反対でありますので、それに関連するこの条例改正案についても反対をいたします。

以上です。

○議 長
高幣君。

○9 番
議案第41号の通称マイナンバー条例を賛成した立場では、本条例を制定する必要があるしますので、本条例の制定に賛成をさせていただきます。

○議 長
ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより議案第43号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案については委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長
挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり可決することに決しました。

植田議員ほか2名より、発議第12号 安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）が提出されましたので、この発議の取り扱いについて議会運営委員会を開催していただきますので、3時45分まで休憩をいたします。

（ブー）

休 憩 （午後 3時28分）

再 開 （午後 3時45分）

○議 長
それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

（ブー）

○議 長
ここで時間延長、午後6時までといたします。
先ほど井戸議員の発言の中で、発言の削除ということで皆さんに諮りました

けれども、その部分についてはネット中継の部分も同様に削除をするということで、報告をしておきます。

続きまして、休憩の間に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。
高幣君。

○議会運営委員長（高幣幸生）

先ほど開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議長より、安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）についての取り扱いを当委員会に諮問がありました。先ほど議会運営委員会を開きました。その結果、委員会協議の結果、発議第12号として、安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）については、緊急やむを得ない場合ということで、本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、日程第14 発議第11号の次に議題とすることに内定いたしました。

以上のとおり、委員会報告をさせていただきます。

○議長

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの報告のありましたとおり、発議第12号 安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）については、本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、日程第14 発議第11号の次に議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。発議第12号 安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）については、本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、日程第14 発議第11号の次に議題とすることに決定をいたしました。

日程第4 認定第1号 平成26年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第2号 平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第3号 平成26年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第4号 平成26年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 8 認定第 5 号 平成 26 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 6 号 平成 26 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 7 号 平成 26 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 8 号 平成 26 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認定第 9 号 平成 26 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 認定第 10 号 平成 26 年度平群町水道事業会計決算の認定について

以上 10 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本件 10 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、森田君。

○決算審査特別委員長（森田 勝）

皆さん、こんにちは。

それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 9 月 9 日、平成 27 年平群町議会第 4 回定例会の本会議において付託を受けた、平成 26 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定 10 件につきまして、本委員会での審査内容と審査結果を報告します。

認定第 1 号 平成 26 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 78 億 4,521 万 2,533 円、歳出総額 75 億 4,023 万 4,864 円で、形式収支は 3 億 497 万 7,669 円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 1 億 7,633 万 69 円の黒字決算となっています。

平成 26 年度の単年度収支は 3,682 万 3,875 円の黒字となりましたが、財政調整基金に 1 億 1,260 円積み立てており、これを差し引きすると、実質単年度収支は 1 億 3,682 万 5,135 円の黒字となりました。

決算認定の審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたしました。

審査の主な内容は以下のとおりです。

歳出全般。

人件費に関する予算はいろいろな状況を予測して組まれていると思うが、決

算で1,700万円の不用額が出たことを質され、2、3人が6カ月休職すると約1,000万円変わってくるので、この程度の不用額は出ると考えているとの答弁がありました。

当初予算と比較して増収となった約3億1,000万円をどのように使ったのか質され、当初予算における未確定財源2億8,536万4,000円を相殺した会計処理となっているとの答弁がありました。

経常収支比率が94.4%となっているが、他市町村との比較について質され、25年度に比べれば1.2ポイント改善しているが、県内で9番目に高く、もう少し下げていく努力が必要で楽観できないとの答弁がありました。

議会費・総務費。

議会費で、保守管理委託料が全額不執行になった理由とソフト使用料の不用額について質され、保守管理委託料は、インターネット配信に係る制御システム保守業務として32万4,000円予算計上していたが、システムに不具合が発生し、業者と協議の結果、安定稼働後2年間責任を持って保守管理を行うという確約により不用となった。ソフト使用料の不用額は、インターネット中継に係るリース契約で251万4,000円予算計上していたが、2社による指名競争入札での入札差金で落札率78.47%との答弁がありました。

退職手当組合特別負担金で、約1,610万円の予算に対し、決算は5,100万円で約3,500万円増えているが、当初予算は何人分で決算は何人分か、退職は何人か質され、当初予算では定年退職3人を見込み、年度中に勧奨退職、自己都合の退職が8人あり、合計11人との答弁がありました。

防災諸費で奈良県急傾斜地崩壊対策事業負担金の不用額、進捗状況と完了見込みについて質され、県が国に3,500万円の事業として予算要求し、町負担として10%の350万円を予算計上していたが、実際は1,000万円しか国の予算がつかず、町負担も105万円となり不用額が出た。28年度末をめどに工事は計画されているが、国の予算がついてきておらず、若干遅れているとの答弁がありました。

自主防災組織結成支援補助金について質され、結成したときだけにつく補助金で最高限度額20万円、6団体結成予定で120万円を予算計上していたが、3団体の結成となり60万円の執行になったとの答弁がありました。

戸籍住民基本台帳費の委託料と使用料及び賃借料の不用額について質され、戸籍新システム電算化の導入が27年度になったため、電算委託料とハード使用料で不用額が出たとの答弁がありました。

選挙費の不用額について質され、職員の勤怠管理を徹底して夜遅い時間の超勤を減らし、また、できる限り土日勤務による振替休日に対応することにより

超過勤務手当を抑制したことと、役務費では予算措置する際に県知事選挙費と県会議員選挙費でどのような支出割合にするか未確定だったため、一旦個々に支出する予算を計上し、実際支出する際に案分できる分は案分したため不用額が出たとの答弁がありました。

民生費。

老人福祉費で軽度生活援助の実人数と普及に向けた取り組みについて質され、利用実績は登録が101人、利用回数が425回で、周知については地域包括支援センターへ相談に来られたときにきちんと説明ができるよう徹底しており、長寿会の説明や出前講座等でこの事業だけでなく配食等さまざまな福祉サービスの説明をしているとの答弁がありました。

介護基盤緊急整備等臨時特例補助金が不執行となっている理由と今後の考え方について質され、認知症対応型通所介護の事業所開設に当たっての整備補助金で、第5期の介護保険事業計画で認知症対応型の3施設を計画していたが、2つは整備されて認知症対応型通所介護が残り、26年度に公募したが、参加する事業者がなかったため不用額となった。第6期では特養を整備していく計画のみとなっているとの答弁がありました。

認知症対応型のデイサービスについて、平群町でその施設は充足しているから計画は必要ないという判断に至ったのか質され、整備計画を立てるに当たり、住民のニーズ調査、ヘルパーのアンケート調査をして施設が必要か検討し、第6期ではそういうニーズが余りなく、特養の整備が必要ということになったとの答弁がありました。

介護保険サービス利用等軽減費で、本人負担1割を7.5%に軽減している分を半分の5%にするとか、所得制限を緩和するとかして、経済的に大変な方でも安心して介護サービスを利用できる形に見直す考えはないのか質され、町独自の制度で26年度は認定が3人、利用者が2人で、軽減率と対象者の世帯収入金額が80万円以下で2人目はプラス40万円という基準は社会福祉法人の制度と合わせており、社会福祉法人がする助成制度以外の事業所がされる分も町として対応しているので、今のところ現状どおりの助成で考えているとの答弁がありました。

障害者福祉費の賃金で242万4,000円の不用額について質され、聴覚障がい者のための手話通訳者を臨時職員として配置するための賃金で、求人要件に合致される方がいなかったため不用額となったとの答弁がありました。

臨時職員として手話通訳のみを主業務とする募集で思うような人を確保するのは難しい。正職員として手話の技能を使える人を採用することで手話通訳者を配置する形は考えられないのか質され、手話の研修等を含めて職員の中で

できれば一番よいが、専門となれば非常に厳しく、ハローワークに専門職として募集をかけているが応募がない状況であり、正職員で雇用するなら手話通訳と一般事務を兼ねてできればベストだと思っているので、担当課と調整をしながら検討していきたいとの答弁がありました。

障害者虐待防止事業20万円が不執行となったことについて質され、障がい者を対象とした虐待事案が発生したときに、分離保護等での施設入所や施設に入れない場合のヘルパー派遣の委託料として予算計上していたが、虐待事案が発生しなかったことにより不用額となったとの答弁がありました。

障害児施設給付事業で予算が1,188万9,000円で、決算が2,513万7,000円と倍以上になっているが、決算額に大きくかかわる利用のあったサービスと、25年度からの伸びと今後の見通しについて質され、学齢期の子どもを対象とした放課後等デイサービスの利用が大幅に増加しており、25年度は実人員が22人、延べ利用人数が189人に対し、26年度は実人員が30人、延べ利用人数が294人になっている。行政職員だけでなく障害福祉サービスの事業所も構成員となっている西和7町の自立支援協議会で、放課後等デイサービスの需要が伸びている状況を周知していく中で事業の拡大等支援していければと考えているとの答弁がありました。

放課後デイサービスのニーズがある中で、町内でそのサービスを受けられるような施設ができてくる状況があるのか質され、町内での新規参入については今のところ把握していないとの答弁がありました。

子ども医療費助成制度について、26年度は高1まで対象が広がったことと、中学生が通院も含めた対応になり、小学生に比べれば中学生は体力もつくので医療費は少ないように思うが、その割合について質され、小学生は912人、中学生は421人であるが、4分の1程度が中学生に係る医療費であるとの答弁がありました。

また、ペナルティーがあっても窓口負担をなくす方向が全国的には広がってきているが、町内だけでも窓口負担をなくす交渉はできないのか質され、町内の医療機関の現状では平群町単独でやっていくことは非常に厳しいが、国の動きが改善の方向に進んできており、複数の市町村から県に対して強力に要望しているため、もうしばらく猶予をいただきたいとの答弁がありました。

子育て支援センターの事業は住民の満足度が高いが、目標等があったのか、利用者の実人数と延べ人数について質され、ボランティア等活動支援の年間計画に基づいて実施しており、26年度の来館の利用者は1万3,527人で、1階の自由来館では1万2,488人、うち52人は他市町村から来られている。相談事業については572件の相談があり、就学前や中学生、不登校の児童・

生徒の支援で来館があったとの答弁がありました。

学童保育指導員の賃金の不用額 269万5,500円について質され、全学童で17人分の賃金を計上しているが、平群学童1と2で指導員が自己都合や体調不良で急に退職をされ、その都度ハローワークに募集を行ってきたが、よい指導員を見つけるまで期間があいたため不執行となった分と、指導員の交通費の差額分が不用額となったとの答弁がありました。

衛生費・労働費。

予防費の検査検診委託料で予算との乖離について質され、不活化ポリオ、三種混合は未接種者が多く、四種混合に切りかわったこと、四種混合とBCGは出生数が減ったこと、水痘は罹患された方が多く、未接種がふえたことにより不用額が出たが、ヒブ、小児用肺炎球菌は25年度よりも接種者数がふえたため、不足額が出ている。1番大きな原因としては、子宮頸がんワクチンで、22年6月にこのワクチンが始まって25年6月に一部見合わせとなったが、厚生労働省より実施していく話もあり、1万円を超える単価で1人3回という予算を取っていたが、結果的には約500万円の乖離が出た。高齢者の肺炎球菌は、当初見込みの約2倍になっており、マスコミ等で報道され接種がふえたとの答弁がありました。

予防接種被害補償金で525万円の予算に対して40万円の執行となった経緯について質され、平成8年8月に予防接種の健康被害が発生し、19年2月から障害児年金を支給しているが、26年1月に18歳になられて障害年金に切りかわるための申請をしていたが、27年6月19日に厚生労働省から障害年金に認定されたとの返事が来たので、予算計上していた26年1月から3月分も合わせて26年度は支払いができず、不用額となったとの答弁がありました。

障害児年金から障害年金への切りかえに非常に時間がかかったが、通常時間がかかるものなのか質され、この間何度も県に連絡をとり、県からも厚生労働省に問い合わせをしていただいたが、1年待つていただくことはあると聞いている。また、障害児年金は2級までだが障害年金は3級まであって費用が倍ほど変わる点もあり、体の状況等をよく考えて過去の事例を参考にして金額を出していき、これで確定するので、その分時間がかかると考えているとの答弁がありました。

健康増進事業費の検査検診委託料でがん検診の受診率が乳がんで1%弱上がっただけで、あとは下がってきている状況があり、クーポンでの受診率も落ちてきている状況をどのように見ているのか質され、26年度は子宮がんと乳がん検診が2年に1回になった関係で受診者が減る年ではあるが、この中に25

年度より117人受診増となった75歳以上の健康診査分が入っており、差し引きはとんとんになっている。子宮がんと乳がんのクーポン事業は21年度から始まり、コール・リコール制度に基づいて、26年度は5年間受けてもらえなかった方に対して勸奨したので、非常に受けてもらいにくい方へのクーポン配付の年であったとの答弁がありました。

不法投棄撤去委託料が不執行となっているが、不法投棄はなかったのか質され、不法投棄はあったが、産廃協会が県の補助事業で県内一斉に事業を実施し、平群町もこの事業で処理できたとの答弁がありました。

環境衛生費の使用料及び賃借料で家屋借上料の予算22万円に対して1万9,000円の執行となっている内容について質され、リサイクル館で25年度まではシルバー人材センターとの委託契約の中に農協への賃借料も含めていたが、監査委員から指摘があり、26年度は町で予算化をしたが、25年度に農協が換地されて土地の所有者が平群駅西土地区画整理組合になり費用が発生しなくなったので、農協の建物の借上料を3団体が案分したとの答弁がありました。

し尿処理費の広域連携促進負担金は、生駒市との相互利用でし尿処理施設を使用することになるが、28年4月からスタートできる方向で進んでいるのか質され、問題なく進んでいるとの答弁がありました。

農林水産業費・商工費。

農林水産業費の地域産業活性化促進事業で、何を開発して地域産業の活性化ができたのか質され、サツマイモ、ジャガイモ等のイモ類、マコモタケ、日本酒「平群」の原材料となる米のヒノヒカリ、漬物の原材料となる大根、キュウリ、カブ等の農作物を栽培し、地域産業となる特産品開発を探り、道の駅と連携して販売することでお客様のニーズを検証し、地域の活性化につなげていきたい。平群町の顔となっていくことを期待しているとの答弁がありました。

商品開発で地域のブランド化は難しいことだが、いつごろをめどに考えているのか質され、特産品はどこでヒットするかわからず、明確に目標年次を定めるのは非常に難しいが、農作物に6次産業的付加価値をつけ、地域の方々や近畿大学農学部と連携を図り、平群町の知名度アップや農産物の活性化につながっていくような手法を考えていきたいとの答弁がありました。

観光費の事業・業務委託料で、執行額が50万円にとどまった理由を質され、補助メニューに観光力パワーアップ補助金があり、平群ブランド推進事業として事業費300万円で申請したが不採択となり、平群ブランドPR用のポスターとバックパネルで必要最低限の作成をしたとの答弁がありました。

補助金が不採択となった理由を検証しているのか質され、平群ブランド認定がイチゴ、古都華しかないので、パワーアップ補助金を活用してPR活動する

のは、もっとブランド認定をしてからでもよいのではないかという県や審査員の評価であったが、観光基本計画の中に観光PRだけでなく、平群ブランドという手法で農作物を取り入れていることは非常によいという評価もいただいているとの答弁がありました。

今後どのような観光PRを考えているのか質され、チャンスを逃さないように、メディアへの露出やさまざまなイベントにこちらから出向いていきたいとの答弁がありました。

土木費・消防費。

土木費の道路新設改良費の用地購入費400万円が不執行の理由を質され、町道南椿井158号線、北信貴ヶ丘1丁目の道路拡幅事業用地で、年度中に交渉を行ったが理解が得られず、不執行となった。県道の拡幅にもかかっているため、今後も県と調整し用地交渉を進めていきたいとの答弁がありました。

住宅管理費で、設置工事と維持補修工事の執行内容について質され、設置工事はくろもと団地の交通安全施設設置費27万5,400円、維持補修工事は改良住宅の内装工事2戸分で431万3,520円、町営住宅除却工事で251万9,640円である。内装工事は設計段階で高額になることが判明したため、設置工事から維持補修工事へ予算を流用したとの答弁がありました。

消防費の消防水利上水道負担金で、計画では26年度で完了となっているが、この金額がふえたのは特別な要因があったのか質され、26年度は福貴地区の消火栓1個の新設負担金で、毎年西和消防署と協議をして計画的に設置していくとの答弁がありました。

教育費。

幼保一体化施設建設事業費で、起債が11億6,560万円であるが、交付税算入額と何年で返済する予定か質され、地域活性化事業債と施設整備事業債合わせて2億8,860万円、20年で返済し、そのうち元金償還は3年据置きとの答弁がありました。

学校管理費の報償費で歯科衛生士の費用が北小だけが飛びぬけて高いのと、需用費の食糧費は北小だけが予算を組んでおらず、教育振興費の通信運搬費は北小だけが組まれているのはなぜかと質され、22年度から25年度まで歯科衛生士の賃金が支払われていなかったことが26年度にわかり、18回分を26年度で支払いをした。食糧費は、何らかの形で北小の内部でお茶代を捻出し来客に出していた。通信運搬費は各学校で特色のある総合学習を行う中で、外部講師を招き学習をするための連絡用に切手代3,000円を執行したが、今後はよく精査し、三小学校同じスタンスで予算執行を進めるとの答弁がありました。

教育振興費の図書購入費で、学校図書の充足率と、充足率に達していないところはどうか考えているのか質され、平群小学校が116%、北小学校が91%、南小学校が92%、中学校が109%で、今後も子どもたちにとって必要な図書を購入するため、予算確保に努力をしていくとの答弁がありました。

平群小学校の大規模改造事業費の総額と財源内訳、仮設校舎使用料の総額と財源内訳について質され、全体の精算額で、本体工事が、1期・2期、最終で5億187万5,850円、仮設校舎7,609万5,600円、施工管理2期で596万4,000円、設計費1,261万1,250円で合計5億9,654万6,700円。財源内訳は、国庫補助金1億7,089万5,000円、地方債1期・2期合わせて3億8,417万円、一般財源4,355万9,950円、2期のみ交付税算入が50%で8,288万5,000円。仮設校舎のみの費用は、1期・2期で7,609万5,600円、その財源内訳は、国庫補助2,491万6,000円と地方債1期・2期で4,072万円、一般財源1,045万9,600円、交付税算入は2期のみが468万円との答弁がありました。

文化財保護費の賃金201万6,000円の内容と人数について質され、国庫補助事業で行った椿井城の南第1郭の発掘調査で、1人当たり日額9,000円で延べ224人分との答弁がありました。

歳入全般。

民生費負担金で、学童保育所保護者負担金が約73万円減っている。児童数がふえているのに保護者負担金が減っている理由を質され、児童数は25年度が月平均171人、26年度が月平均166人で、保護者負担金が減っているのは保育料減免の対象者の増が影響しているとの答弁がありました。

土木費使用料で、町営住宅使用料と地区改良住宅使用料の未収額が上がってきているが、それぞれの累積滞納額と対策について質され、町営住宅は26戸で1,581万1,300円、改良住宅は11戸で212万7,400円の滞納となっており、要因としては、入居者が体調を崩し仕事ができなかった、家族の介護をするため仕事を休んで収入が減った、パート労働や派遣労働等で収入が安定しなかった等、入居者の収入状況によるところが大きい。今後は分納誓約の増額交渉や、入居者の生活実態を把握し、各種制度の案内や民生児童委員との相談、連携をとりながら生活再建の支援に取り組み、新たな滞納者をつくらないように現年度を中心に粘り強く交渉し、徴収をしていきたい。また、町営住宅等の使用料は口座振替制度を導入しているので、収納対策として口座振替率を38%から50%以上にして納付につなげていきたいとの答弁がありました。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の対象者と申請者について質され、臨時福祉給付金の対象者は個人申請で1,889人と世帯申請で428世帯1,118人、支給人数は個人で1,606人と世帯で398世帯1,051人、支給率は個人85.1%、世帯93.0%で、給付額は2,657人掛ける1万円で2,657万円と、26年度は加算額5,000円があり、加算を受けた方が1,450人で725万円、合計3,382万円となっている。子育て世帯臨時特例給付金は、対象児童数は公務員で支給を受けた212人を含み2,249人、申請児童数は1,119世帯で1,911人、申請率85.0%、給付額は支給児童数1,792人掛ける1万円で1,792万円との答弁がありました。

討論では、子どもの医療費無料化を高校1年生まで拡充し、手話通訳者の窓口設置など、住民の願いに応えた予算計上をしたことは一定評価をするが、住民の暮らしを応援する積極的な施策がほとんど見られず、議会でも再三、土地借上料の引き下げを地主と交渉すべきと提案してきたが、なかなか交渉努力が見受けられず、非常に対応が遅い。平群町は、特に現役世代や若者世代の人口が減少し、それに伴い個人住民税が6年間で27%も減少し、住民の暮らしは年々厳しくなっている。26年から消費税が増税をされたにもかかわらず、固定資産税の超過税率はそのまま、町独自で安心して介護を受け入れるという姿勢も見受けられない。子どもたちへの教育資金への復活も見送られてきた。平群町が誇るべき福祉施策は切り捨てられたままという状況で、ごみの有料化も実施をされた。そういう意味では、積極的な住民の暮らしを守るという決算にはなっていないことから、平成26年度一般会計決算の認定には反対するとの討論がありました。

一方、平成26年度一般会計の決算は、町長以下職員の努力により実質収支約1億7,633万円の黒字となった。26年度も国や県の地方交付税や補助金に助けられていることもあり、新しいまちづくりを期待されている現在、少し甘い予算計上があったのかもしれないが、結果黒字につながっているので、町のことを考える職員の経費節減の努力と考え、今回の決算は賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,538万2,794円、歳出総額4,579万6,969円で、歳入歳出差し引き1,041万4,175円の赤字決算となって

います。

質疑では、事業の貸付総額、収入済額、収入未済額とそれぞれの件数を質され、貸付総額は宅地取得資金が166件で7億280万円、住宅新築資金が202件で12億4,780万円、改修資金が100件で1億5,365万円、合計468件で21億425万円。今までの返済済額は貸付元金で宅地取得資金が131件で6億5,309万4,589円、住宅新築資金が165件で11億5,745万2,820円、改修資金が100件で1億5,365万円。滞納分は宅地取得資金が20件で3,589万1,997円、住宅新築資金が22件で5,736万8,780円との答弁がありました。

最終的な事業の見通しについて質され、優良債権が減少していく中、債権回収に努力をしており、30年度には郵政へ返す元利償還金が560万円と26年度の約4分の1となり収支も改善していくので、地方債の償還が終わる34年度には黒字となる予想をしており、一般会計から財源を繰り入れずに特別会計内で処理できると考えているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成26年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額25億6,067万8,216円、歳出総額25億5,831万3,076円で、歳入歳出差し引き236万5,140円の黒字となっているが、実質単年度収支は9,840万2,290円の赤字決算となっています。

質疑では、国民健康保険の広域化について今後の動向を質され、27年5月27日に可決成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律では、30年度から広域化となり、保険者は県と市町村の共同運営になるが、保険税の賦課徴収、保険給付、保健事業という業務はこれからも町が担い、都道府県は財政責任を負うので標準保険料率を決めて市町村に賦課金を請求し、市町村が保険料を徴収して納めることになる。27年度で2回ワーキンググループがあったが、まだ市町村の意見を収集する程度であったとの答弁がありました。

国保がん検診集団自己負担分補助金で、がん検診無料化により受診率が向上しているのか、周知はできているのか質され、集団検診の自己負担無料化は25年度から始まり、25年度が668人、26年度が1,121人とふえており、国保になられる方がふえていることも考えられるが、検診全体の受診率は25年度が41.8%、26年度が43.8%で県下5位となっている。25年度から始まったので、各年受診の子宮がん、乳がんは見えにくい部分がある

が、毎年受診できる胃がん、大腸がん、肺がんは、前年も無料だったため受診してもらいやすい。周知については、受付でお知らせし、案内文書にも同封、各種チラシにも記載しているとの答弁がありました。

単年度7,500万円の赤字予測で始まったが、2月の国保運営協議会で5,700万円の赤字予測と言われ、最終決算で基金や繰越金も含めて9,840万円の予測を上回る赤字となったことをどのように考えているのか質され、2月時点の数字は未確定の部分が多く、医療費の支出見込みに伴って歳入を見込むが、変更申請、療給定率国庫負担3%の歳入も確定しておらず、調整交付金が国の予算の枠内ということで例年医療費の9%で予算を組むが、実際は半分近くになることが多々あり、あくまでも決算見込みは本則に従った形で出しているため乖離が出たとの答弁がありました。

住民運動もあり、20年度に取り過ぎた分も含めて4年間国保税が引き下げられてきたので、26年度は基金の取り崩しがある程度見込めた中で当初予算より取り崩しがふえたが、27年度はどのように動いているのか質され、26年度で積み立ててきた基金を取り崩す状況になったが、27年度も税率が変わらないので収入も変わらず、基金の取り崩しは起こると考えているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第3号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成26年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額6億2,879万987円、歳出総額6億2,803万6,232円で、歳入歳出差し引き75万4,755円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は10万4,755円の黒字決算となっています。

質疑では、26年度決算の普及率、27年度の計画と普及率について質され、26年度は普及率48.7%、27年度の計画は集中浄化槽エリアの緑ヶ丘地区の5つある処理区域の1区域と平群駅前の区画整理事業に伴う供用開始エリアの一部が編入予定で、普及率約50%になるとの答弁がありました。

下水道使用料で滞納が出ているが、下水道使用料は上水道と一緒に請求されるので上水道でも滞納となっているのか質され、徴収は上水道に委託しているため同様の滞納が生じており、現年分で約42万円の滞納が出ているが、8月27日現在、未納額は約10万円になっている。現年分の滞納は払い遅れが多く、滞納繰越分は居所不明者が大半で転居先を調べているが連絡がとれず、今後対策が必要になってくると考えているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,834万3,980円、歳出総額3,834万3,980円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 平成26年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額6,983万7,968円、歳出総額6,957万7,181円で、歳入歳出差し引き26万787円の黒字決算となっています。

質疑では、地元産野菜の使用率と品目数を増やしていくのか質され、26年度は24品目で4,258キロ、使用率31.3%、品目数は地元の農家に協力していただき、25品目前後で考えている。27年度は25品目で4,000キロは使っていきたいと考えており、1学期の地元野菜の使用状況は18品目で2,063キロ、献立に84回取り入れているとの答弁がありました。

アレルギー対策として代替食で対応されているが、新たにアレルギー対策として考えていることがあるのか、いろいろなアレルギーの種類があるが給食でクリアできているのか質され、牛乳、パン、デザートのを代替を初め、乳製品の入っていないルーを使ったカレーやチーズを入れないグラタン等を取り入れて、全て給食の中で状況に応じた対応をしているとの答弁がありました。

審査の結果、認定第6号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号 平成26年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、保険事業勘定では、歳入総額15億4,164万6,205円、歳出総額15億2,391万8,775円で、歳入歳出差し引き1,772万7,430円の黒字決算となっています。

介護サービス事業勘定では、歳入総額1,387万7,029円、歳出総額977万492円で、歳入歳出差し引き410万6,537円の黒字決算となっています。

質疑では、26年度は第5期の最終年度で、第5期策定時は基金取り崩しが6,000万円必要だと言われてきたが、3年間の実質収支は黒字となり、剰余金がふえた状況をどのように考えているのか質され、第5期の収支で、執行率は介護予防サービスが99%、介護サービスが95%となり、計画より5%下回ったことで乖離が出てきたと考えている。要因としては、地域密着型の施設整備のおくれと、整備はしたが施設利用が思いどおり進んでおらず、特に小規模多機能は利用が少ないことと、全体の認定率は計画を上回ったが、中重度

者の要介護3から5の認定率が24年度99%、25年度96%、26年度95%と計画を下回ったことが原因と分析しているとの答弁がありました。

地域密着型のサービス給付費で1番乖離が大きく、執行率も69%とかなり低い。定期巡回・随時対応型訪問介護看護が執行率4%で乖離が相当あり、平群町でこのサービスを提供できる組上があったのか疑問に感じるが、どのように考えているか質され、第5期の計画をつくる時に三郷町で1事業者が行うとの情報を得ており実際行っているが、24時間対応でヘルパーまたは看護師が家に訪問してサービスを提供するという中重度者が利用するサービスなので、中重度者の認定が計画を下回ったことが主な原因と考えているとの答弁がありました。

24時間対応型は必要ではあるが、利用者のニーズを調査した中である程度はつかめると思うが、3年間で約9,900万円の乖離が出たのは、過大に見積もりすぎた計画自体に問題があったのではないかと質され、実績と計画に大きな乖離が出たが、三室休日応急診療所の訪問看護を利用している方もあり、介護保険に該当する部分が発生していると予測されるので需要はあると判断しているが、結果的に利用がなかった。三郷町でも事業者が発足して活動しているが、まだ定着していない。実績は出来高に近い部分もあるので、ないことを前提に給付費全体を少なめに見積もることは大きな赤字や基金の取り崩しにつながり、介護保険制度自身に大きな影響を与えるので慎重に判断をしていきたいとの答弁がありました。

認定をされた人は高齢者の3分の1程度で、それ以外の人は介護保険料は払うがサービスは受けられない状況の中、第6期の介護保険料が平均的に17%引き上がり、第8段階では40%以上も上がっている。保険料はできるだけ抑えていく必要があるのではないかと質され、3年間の計画で予想される給付費に対して応分の負担をしていただき、第6期も低所得層には公費を投入し、一般的な基準額に対する50%を45%に下げる見直しをした。全体的に下げていく意味では、介護を必要とする状況に陥る前に早い段階から健康管理、維持、予防に重点を置くことにより、保険料が下がること以上に健康を維持できることにつながるのでは、その点に軸足を置いて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

任意事業費で、食の自立支援サービスは実利用人数が53人で、ピーク時と比べたら相当減っているが、近隣で土日にサービスをするところがないので、今後土日の配食を考えていく必要があるのではないかと質され、手薄なところは行政としてフォローしていかなければいけないとの答弁がありました。

審査の結果、認定第7号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第8号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

決算額は、歳入総額23万1,000円、歳出総額23万1,000円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第8号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

決算額は、歳入総額3億239万1,896円、歳出総額3億176万6,796円で、歳入歳出差し引き62万5,100円の黒字決算となっています。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号 平成26年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数7,751件、年間総配水量は221万1,641立米で、有収水量は195万8,676立米となっています。また、県営水道の受水量は206万1,445立米と、前年度実績より10万6,925立米の増となっています。

決算の状況は、前年度同様税抜きで報告されています。まず、収益的収支については、営業収益では4億1,492万431円で、営業外収益等では7,344万8,933円で、収益全体では4億8,836万9,364円となっています。

一方、費用では、営業費用が4億6,176万2,637円、営業外費用で950万8,090円、費用全体では4億7,924万8,884円で、収支差し引き912万480円の純利益となり、前年度繰越欠損金が1億1,654万6,927円及び移行処理に伴う未処分利益剰余金として3億4,177万5,432円を計上されており、結果、2億3,434万8,985円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では工事負担金3,801万1,840円で、資本的支出では建設改良費として1億1,710万5,015円、企業債償還金として1,929万6,247円で、合計1億3,640万1,262円となり、9,838万9,422円の支出超過となっています。これは損益勘定留保資金及び資本的支出の消費税をもって補填されています。

質疑では、有収率が下がってきている要因と対策について質され、管渠が老朽化しているので漏水が発生するが、毎年漏水調査を実施して、26年度は椿台、緑ヶ丘、上庄区域で10カ所特定し、漏水量として1時間に3立米を解消した。また、石綿管も毎年少しずつ布設替工事を実施しているとの答弁がありました。

藤城池の状況と浄水施設の老朽化について質され、藤城池は5年間の契約で29年度に契約満了となり、浄水施設も経年劣化で毎年補修工事をしながら活用している状況なので、今後は県水に移行していきたいとの答弁がありました。

県水と自己水の単価はどうかと質され、町内に浄水場は3カ所あり、賃金・委託料・修繕料・賃借料・動力費・薬品費・補償費・人件費等を含めて計算すると自己水の単価は約210円になり、県水の基本水量は130円であるので、自己水が1年間で約1,300万円高くなるとの答弁がありました。

討論では、県水の引き下げ分を幾らかでも水道料金の引き下げに回すべきであると求めてきたが、当局は今後施設をやりかえる資金が必要という理由で引き下げを考えないとの答弁があり、それに基づいた26年度の決算となっていることから、平成26年度平群町水道事業会計決算の認定に反対するとの討論がありました。

一方、水道事業は町民生活の原点で生活の基本であり、水の安定供給に邁進されている水道当局の職員に敬意を表する。水道施設の老朽化が進む中、運営には苦勞していると思うが、今後県水の利用等も考え、本町の人口動態を見ながら慎重に運営されることを期待し、この決算認定には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第10号は認定すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員長報告といたします。

平成27年9月28日

決算審査特別委員会

委員長 森 田 勝

○議 長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成26年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。植田君。

○ 6 番

今回の平成26年度一般会計の決算については、反対の立場で討論をしたいと思えます。

委員会のときにも申しましたけれども、これは予算のときにも私たちが予算の反対理由として挙げたんですが、26年度については、子どもたちの医療費の無料化を高校1年生まで拡充したということや、あるいは手話通訳の窓口設置など、これは現在まだできておりませんが、ある一定住民の願いに応えた26年度予算を計上したことは評価をしますが、住民の暮らしを応援するという積極的な施策がこれ以外にはほとんど見られなかったと。また、議会でも再三、行政側の負担軽減という部分で、土地の借り上げ料の引き下げを交渉せよということで提案してきましたが、なかなかその交渉の努力が見られずに来ていると思えます。また、その対応が非常に遅かったという部分もあったと思うんですが、そういう中で、平群町は特に現役世代、あるいは若者世代の人口が減少しているということから、個人住民税が6年間で27%も減少するという状況になってきています。

そういう中で、住民の暮らしは年々厳しくなっていると。26年度から消費税が増税されたにもかかわらず、住民に向けては固定資産税の超過税率はそのままである、あるいは、町独自で安心して介護を受けられるという施策も切り捨てられたままで、そういう住民の暮らしを応援するという姿勢も見受けられない。それ以外にも、若い世帯を応援するという立場での子どもたちへの教育資金の復活も見送られてきました。そういう意味では、平群町がこれまで県下でも誇るべき福祉施策をもう切り捨てられたままという状況を改善されないという状況が続いていると。で、ごみの有料化も実施されてきたと。

そういう意味では、積極的に住民の暮らしを守ると、応援するという予算でもなかったし、その予算をそのまま執行したという形ではそういう決算にもなっていないということから、26年度の一般会計の決算認定については、反対をいたします。

以上です。

○ 議 長

高幣君。

○ 9 番

平成26年度一般会計決算の認定については、町長以下職員の努力により実質収支約1億7,633万円の黒字に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

決算については、本会議での決算説明と決算審査特別委員会で審議がありました。決算査定には、26年度一般会計決算と26年度町政策基本体系表と照合対比して、調査、分析させていただきました。今後の改善を求めながら、おむね評価させていただきました。

しかし、26年度決算でも、国や県の地方交付税や補助金に助けられていることもあり、本町としてはこの上もないハッピー、ベターな方向でありました。

さて、本町はここ何年間の一般会計は、黒字、赤字の繰り返しでありましたが、本26年度は実質収支、基金積み立てを加味しても、収支では黒字の結果報告です。そのような状況の中で黒字決算でしたが、今後の町政については、町民サイドから見ればどうなるか心配であります。固定資産税の減額はどうなっているのか、気になっているという声が多いようです。今後、28年度はどうなるのですか。

決算書を見ると、各勘定科目の不用額が気になります。予算編成時の積み上げ時において、甘さがあるのではないかと思われる。正確な積み上げを求めます。もちろん、入札や実行時の課題もあるでしょう。不用額、予算編成時の甘さとは一概に言えないのが、予算編成時の積み上げだけでなく、各担当課とのヒアリングが重要であります。予算編成部局のシビアさが重要です。

その反面、常に町の財政事情を考えての経費節減の努力かもしれません。さらにこれからは町民の皆さんの最大の関心事は平群駅周辺整備事業です。最終年度も近く、大きな課題です。予算編成部局のシビアさが求められてまいります。

最後に、次年度についても、町の課題に向けた予算編成に期待し、26年度一般会計決算の認定については賛成とさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。森田君。

○4 番

決算委員長ですけれども、平成26年度一般会計の認定に反対の立場で討論させていただきます。

当初、未確定財源2億8,536万円、歳入不足だったものが、決算で基金1億円を積み上げ、単年度収支が3,682万、実質収支が1億3,950万の黒字になったことは、一応評価できるものであります。職員の皆様、御苦勞さまでございます。

しかしながら、監査委員の意見書にもありますように、歳入面で国の経済対策による臨時交付金の交付や、地方交付税、配当割交付金、株式譲渡割交付金が増加しており、当初予算による財源不足を補っていると指摘しております。

私も同感であります。民間でも自治体でも、財務は入りを多くし、出るを制することに限ると私は思います。自治体は企業と違って、町独自で歳入をふやすということは、まず不可能に近いんじゃないかと私は思います。1番肝心なことは、取りこぼしをいかに少なくすることではないでしょうか。

それで、今私が問題としておりますのは、町営住宅、改良住宅の滞納が約1,800万、昨年度より120万もふえていることは、理由のいかんを問わず、問題であります。

歳出面では、土地借り上げ料のことですが、基準借り上げ料、基準そのものは、私は理解しがたいものがありますが、それは別として、基準借り上げ料より下がっている物件がありますが、反面、逆に基準より3倍近いものがあります。値下げに御協力いただいた地主の方に失礼ではありませんか。決算上の問題であります、それ以上にも公平の観点からいっても失礼な話だと思えます。

また、ゆめさとこども園の総事業費は、当初計画より1億4,500万もふえています。立地ありきで計画が進められた結果ではないかというふうに思えます。これもまた、残念であります。

町長は、常々、隅から隅まで無駄を省くとおっしゃっております。しかしながら、町の決裁規定では町長に回ってくるのは、200万以上のものしか決裁が回りません。200万未満のものは決裁に町長に回ってこない。町長が言っておられる隅から隅までチェックできる体制になっていないのです。副町長、課長が無駄なことをやっているとは思いません。姿勢の問題です。担当者任せでなく、町職員に嫌われても、町長みずから細かいことをチェックしないと、歳出なんて減らすことはできません。町長みずから汗をかく必要があります。そういうことが求められるのではないのでしょうか。こんなことは、民間企業でも当たり前のことであります。

加えて、今議会の他の議員の一般質問で、公共交通空白地域の解消で、コミバス実証実験の検証が26年度末にすることになっていたのが、全くなされていない。まことに残念であります。これは、職員の問題でなくて、町長自身の問題であり、岩崎町政を如実にあらわしているものと思えます。

このたびの決算を見ても、今までの議会対応、スタンスを見ても、町長は町政に対する思い、フィロソフィーというんですか、哲学がないんじゃないかというふうに言わざるを得ません。

今議会として、議員として特に求められているのは、行政・町政を追随することではなく、行政・町政を厳しくチェックすることが求められております。よって、本決算の認定に反対いたします。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第2号 平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第3号 平成26年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。
これより認定第3号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。
続きまして、認定第4号 平成26年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第5号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案について委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第6号 平成26年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第7号 平成26年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告

どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第8号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第9号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第10号 平成26年度平群町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。植田君。

○6番

26年度の水道事業会計決算の認定については、反対をいたしたいと思いません。

委員会のときにも反対をさせていただきました理由として、この26年度の予算のときにも私ども日本共産党は、消費税の引き上げによる住民の暮らしに大きく負担がのしかかる中で、少しでも暮らしを支える意味で、県水が引き下げをされた。それを全部とは言わないが、幾らか分でも水道料金の引き下げに回すべきではないかということをお求めました。

しかしながら、今後の施設や水道管の布設替え等に資金が必要等の理由から、引き下げの考えはないとの答弁があり、それに基づいた今回の決算となっていることから、本決算については反対をいたします。

以上です。

○議 長

高幣君。

○ 9 番

平成26年度水道事業会計決算の認定については、賛成の立場で討論させていただきます。

平成26年度においては、営業外収益の給水工事負担金が増加したことが主な要因で、912万円程度の純利益が本決算の概要であります。

また、資本制度の改正により、未処理欠損金が計上するようになっております。これは公益会計制度の改正によるものだと私は思っております。新しい水道事業決算の決算仕組みの理解を進めるため、水道当局は我々にもう少し説明をしていただきたいと思いますと思っております。

しかしながら、現状の水道経営は財政等で健全と言えない状況にあります。世間では水道料金が高いという意見もあります。今申し上げたように、原価計算等についてもシビアにやっていただきたいと思います。

しかし、現状では値上げを抑制する経営努力が必要です。しかし、今後を考え、安全・安心な水の供給に務めている水道当局の努力に敬意を示し、27年度も計画的な水道施設の更新工事を進めてほしいものです。

また、今後の本町の水道ビジョンを考え、また、人口減社会等から見ると、自己水の不安や施設の老朽化等があります。奈良県水も積極的に考える時期ではないでしょうか。町の水道行政を見直す時期だと考えます。

このような厳しい状況の中でも、26年度水道事業特別会計決算には、水道当局の御苦勞に感謝し、決算認定については賛成とさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

5時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 5時12分)

再 開 (午後 5時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第14 発議第11号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第11号

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成27年9月28日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するのとともに、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組み

みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

- 1 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
- 2 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
- 3 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする事。
- 4 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。窪君。

○10番

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、地方創生の深化に向けては、今後、「地方版総合戦略」の策定推進とともに、地方財政措置や新型交付金など継続的な支援とその財源確保が重要となります。そこで、「まち・ひと・しごと創生事業費」と関連事業補助金、新型交付金の役割分担を明確にするとともに財源を確保することなど、必要な施策を行うよう強く求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

提案者にお尋ねします。

今、国は1,000兆円の借金があるわけでございまして、その中でこういうものが本当に人口減少につながるのか。私はですね、野村総研の資料を見ても、人口は必ず減ると書かれてまして、それに対してお金を何ぼ投入しても、私は本当に、平群町だけじゃなくみんなやることですから、こんなことをやって本当に日本はよくなるのかなというのが疑問を感じるんですけども、提案者の方、そのことについて、国の借金並びに国債の格付けが下がっておることについて、どのようにお考えになっているのか。

○ 議 長

窪君。

○ 10 番

今、国の借金、もちろん平群町にも借金があります。でも、地方創生して人口をふやしていくためにやらなければいけないこと、また、削減しないといけないこと、両方であると思います。地方を創生するために、平群のような財源が大変厳しいところには国のほうの財源を確保しないと、やりたくてもやれない事業がある。それでは、何ていうんですかね、借金は、それはできるだけつくらないようにするのが当たり前です。ですから、隅から隅まで削減することも大変大事であります。両輪で行かなければ、片方だけでは平群のまちづくりはできません。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田君。

○ 6 番

この意見書については、一言意見を述べさせていただいて賛成をしたいと思います。

意見書案の中の1及び2に挙げられています「まち・ひと・しごと創生事業費」、これについては1兆円と言われていますが、地方交付税の増額措置とされるということです。その交付算定方法に、私はいろいろ疑問があつて意見を言

わさせてもらいます。

地域の元気創造事業費、まち・ひと・しごと創生事業費は2つの事業費から成っていて、その1つが地域の元気創造事業費ではですね、行革や地方経済活性化の成果で算定をすると。新規の人口減少等特別対策事業費というのは人口の増減率などの指標をもとに、取り組みの必要度と成果で算定をすると。これには、行革の押しつけであったりとか、自治体同士の競争を駆り立てるなどの弊害が予想されることから、全国町村会からも是正意見が出ています。

本来、地方交付税は、地域による条件のよし悪しから来る格差を是正して、国民がどこに住んでいても標準的な行政サービスを受けることを可能とする制度であります。成果が出ない自治体は交付税を減らすという成果と成績で加減する趣旨の発言を石破地方創生大臣が発言をしていることは、地方交付税の役割に逆行するものだと私は考えます。

地方創生と言うなら、成果や成績で算定するのではなく、必要度に応じて決定すべきだということを意見として述べさせていただきまして、賛成をいたしたいと思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第11号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第12号 安全保障関連法の廃止を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第12号

安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成27年9月28日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

〃 稲月 敏子

安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）

日本を再び戦争する国づくりへと進める安全保障関連法が9月19日の未明、参議院本会議において自民・公明与党などによる強行採決によって可決成立しました。国民の6割が今国会での成立に反対し、8割が政府の説明が不十分としていました。また、圧倒的多数の憲法学者や、すべての弁護士会、元内閣法制局長官の方々、元最高裁判所長官など、専門家や法の番人と言われた多くの方々や安保法制は憲法違反だと表明しています。政治に無関心だと言われていた若い学生達のSEALDs（シールズ）やティーズソウルなどが、「自分達の未来にこんな危険な法案はいらない」として立ち上がりました。また「誰の子どももころさせない」を合言葉に若いママ達の会など、自分の意思で安保法制反対に立ち上がりました。この多くの国民の声を無視して明らかに憲法違反の安全保障関連法を強行採決したことは、平和主義・立憲主義の破壊であり、民主主義を否定するもので絶対に許されません。

国会審議の中でも立法事実が崩壊し、集団的自衛権の具体例として、持ち出した「邦人輸送の米艦防護」については「邦人が乗船しているかどうかは絶対的条件ではない」と政府が答弁し、「ホルムズ海峡の機雷掃海」に関してもイランが封鎖を否定しているなど立法根拠を説明できなくなっていました。

また、自衛隊の軍事行動に「歯止め」を持たないことも参議院の審議のなかで、非人道兵器のクラスター弾や劣化ウラン弾、毒ガス兵器、はては核兵器に至るまで法律上は運べるということが明らかになりました。

そして、法案審議中にもかかわらず成立を前提とした部隊編成計画を作成し、自衛隊の指揮官らに説明していたとする自衛隊の暴走とも言うべき統合幕僚監部の内部資料なども明らかになり政府もこれを認めました。

国民の生命・財産を危険にさらし、立憲主義も否定し、戦争する国づくりを推し進める安全保障関連法は即刻廃止することを政府に強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長

ただいま局長の朗読の前に、私のほうから発言いたしました「発議第12号安全保障関連法の廃止を求めることについてを議題といたします」を訂正いたします。

発議第12号 安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。植田君。

○6番

それでは、意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

今回、多くの国民が戦争する国づくりは許さないとして、安全保障関連法の成立に反対の声を上げました。8月30日の国会前には12万人が抗議の声を上げ、国会前の行動に連帯しての集会などが全国で1,000カ所以上で開催されたと言われています。また、この日だけではなく、連日連夜、国会前にその抗議の人たちが押し寄せる、声を上げるという状況が続いていました。

近年まれに見る国民的運動が思想信条、世代の違いを超えて、平和を守れ、立憲主義を守れ、あるいは民主主義を守れと立ち上がったことにあります。この国民の声に耳を傾け、その思いに応えるのが政治のあるべき姿であり、国政をあずかる政府与党や国会の使命です。それを投げ捨てて、国民や自衛隊員の命を危険にさらす今回の安全保障関連法案を強行可決した与党自公政権などの責任は重大だと考えます。

圧倒的多数の憲法学者や全ての弁護士会、内閣法制局長官の歴任者や元最高裁判所長官などの法の専門家や法の番人と言われる方々が、安全保障関連法案は明らかに憲法違反であり、立憲主義を否定すると明確に表明しています。

この法律の成立直後の世論調査でも、これ共同通信ですが、審議が尽くされたと思うのかという意見は14.1%、それに対して審議が尽くされたと思わないというのが79%、読売では、今回の法律を評価するが31%、評価しないが58%、毎日でも評価するが33%、しないが57%、この法律は憲法違反だという声が51%、違反しないというのが22%ということからも、国民は今回の安全保障関連法案に納得もしていなければ、評価もしていないということは明らかです。アメリカとの約束を自国の国民の思いや願いよりも優先する、どこの国の政府かと言いたいし、まさに独裁政治だと言わざるを得ません。

すべての基本は平和であることから始まると私は思っています。子どもたちの健やかな成長や若者の未来、高齢者の平穏な暮らし、障害者の権利などが奪われかねない安全保障関連法案、すなわち戦争法は廃案しかないということから、意見書への賛同をよろしく願いいたします。

以上で趣旨説明を終わります。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。山本君。

○1 番

私は、現在3人の子どもを育てております。長男は14歳、次男は12歳、長女は10歳の3人でございます。私は、この子どもたちを安全な環境で守り、育てていく親としての義務があります。

昨今の日本を取り巻く情勢は、国民の皆様も報道などを見て御存じのとおり、緊迫した状態にあると思います。親として、本当にこの手で子どもたちを守れるのか不安になるときもあります。

しかし、いくら諸外国からあおられても、日本は絶対に戦争をすべきではありません。今回の安全保障関連法は自衛隊の強化、すなわち抑止力を強化することで、結果的に戦争をしないで済む日本の安定につながるものだと私は確信しております。

よって、この安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）については、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。稲月君。

○5 番

私は、この意見書について賛成の立場で討論をさせていただきます。

今趣旨説明が行われましたけれども、本当にこの法律については、多くの人たちが自分の人生をかけて、こんなことをするのは初めてやというね、そういった若い人たちも含めて、自分たちの子どもたちを戦争への道を進ませたくない、そんな国にしたいくないという思いで運動に参加をされたということに対して、非常に感動を何度も覚えた状態でございます。

この19日の未明に、本会議で強行採決をされました。その前日、前々日などの委員会の状況など、テレビでも放映をされて、そのことをずっと見ていましたけれども、採決をしますというような議長の声も全く聞こえないという

ことで、議事録には聴取不能だというふうに書かれてたと、そういう現実もございます。そんな中で無理やり強行に可決をされてきたということ、これはもう完全に有効な採択ではないというふうに私自身は思っていますし、多くの国民がそんなふうに感じたところです。

それと、その採択をされた後も、先ほどからも言われていますように、多くの人たちがこの法律については憲法違反ということが明確だと、日本の立憲主義に反してるんだと、このことで皆さんが多く発言をされていますし、いまだ集会が持たれ、そしてデモが行われている、こんな状態が続くというのは近年なかったというふうに報道もされているところです。

昨日、奈良でも、これは私は行ってないんですけども、県の保険医協会と奈良反核医師の会、お医者さんたちの団体が講演会をされています。これは、毎日新聞の奈良版にきょう報道された記事を私も初めて見たんですけども、その講演会には元防衛官僚で内閣官房副長官補という仕事を勤められた、皆さんも御存じだと思いますけども、柳沢協二さん、こういう人がテレビにも再々出演をされていましたけれども、この方が講演をされています。この人はイラク戦争のときも防衛官僚として先頭に立ってやってこられた方ですけども、この方が今回のこの法律について、非常に憂いてはる、これはあかんのやということではっきりものを言ってはるわけです。この人は、安保関連法を自衛隊の派遣、武器使用、米軍への物資や役務の提供、罰則、この4点をこの法律では定めたとおっしゃって、自衛隊による他国軍への補給や輸送などの後方支援の活動範囲や国際平和協力活動での武器使用が拡充されることについて、自衛隊が敵をつくり、殺すリスクを伴う、こういうふうにはっきりとこの講演会で述べられました。自分の身に置きかえて、政府与党は問題を全く考えていない、こんな批判もされているところでございます。これから自衛隊員の危険性についても、自衛隊の幹部というか防衛官僚でしたので、その辺についても詳しい方なんで、武器を使わなかったイラク派遣でも宿営地への着弾など非常に危険が多かった。イラク派遣以上のことをするんだから、今度は戦死者は必ず出る。このように強く指摘をされたという記事が、きょう載っておりました。こんなことを見ても明らかです。危険な状況に陥っていく、憲法をも踏みにじって法律をつくった、変えたということは許せないことです。

発言する者あり

○議長

どうぞ続けてください。

○ 5 番

政府は選挙で多数をとってる、だから何もしてもええということで、こういう強行な手段をとりましたけれども、立法というのは最後には多数決で決まるというルールがございます。けども、多数というのが常に正しいというわけでは決してないんです。多数に立脚した国家を誰が縛るんか、それは憲法です。憲法がこの暴走をとめていく、こういう力になるんです。それが立憲主義というものなんです。だからこそね、この法律を強行に可決したことに対しては、心から怒りを感じますし、こんなものをいつまでも存続させるということは許されないことだというふうに思っています。

住民の多くも、この世論調査の結果を見ても、平群町の住民だって同じなんです。過半数以上の人たちが怒りを込めてこの法案については納得できない、こういうふうに思っています。私たちは、平群町の住民の声にしっかり耳を傾けて、今判断をすべきではないかというふうに思います。この安全保障関連法の廃止を求める意見書については、ぜひとも可決をして政府に送っていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いします。

○ 議 長

ここで時間延長、午後7時までといたします。

ほか、ございませんか。城内君。

○ 2 番

反対の立場で一言述べさせてもらいます。

私も終戦を目の当たりにして、玉音放送もわからんながら聞いた世代です。豊中に疎開してましたんで、9月に大阪へ出てきて大阪駅の今の環状線のホームに立ったらですね、もちろん大丸はなかったんですけど、正面に高島屋、それから右端に今なくなった四ツ橋の電気科学館、左側にそごう大丸、それから手前のほうに堂ビル、それ以外もう真っ平らに焼けてしまって何もない大阪を見てます。だから、戦争の恐ろしさというのはよくわかっているつもりです。ですけども、また逆にそれだからこそ、昔私は欧米におったときにもよく言われたんですけども、日本人はお金出すけど血出さんと嫌みをよく言われたんです。日本は9条を守って、そういうことを一切しなかったんですけども、やっぱり今海外にも派兵するようになってきてます。それで、どうせするなら、今のあれでは中途半端過ぎて、小火器しか使えないような自衛隊ではしゃあないんです。暴力団同士が鉄砲やいろいろ持ってやっとなる真ん中に、お前警察官やからとめてこいって言われたって、それは何もできないのと一緒です。

帰ってきて精神的におかしくなった自衛官が多かったという話を聞きます。これは戦争を反対する方からしたら、ほれみい、そんな戦争に行くからそんな

ことになるんやという人、私は逆に十分に戦える力ありながら戦えない束縛を受けて、死を待つのかしやあないのかという経験をしたからこそ気がおかしくなると、僕はそっちのほうが多いと、これは私の意見ですけども、そう思っています。

そういう状態ですから、少なくとも相手と対等に戦えるような状況にしてやらないと、派兵される自衛官がかわいそうだと、私はそう思います。そういうこともありまして、御意見には反対したいと思います。

以上です。

○議長

ほか。山口君。

○7番

いろいろ意見は出てるんですけども、まず、抑止力を高めるという点、それから戦争にならないようにしておっしゃるんですけども、ただ、いますぐね、日本が、日本国民全員が戦争に巻き込まれるということはないでしょう。さっき稲月議員が言ったように、自衛隊が、これまでも中東には派遣されていますが、その自衛隊の人たちが、身が危険になる。相手が撃ってもこっちが撃てないから病気になるんだっていう話もありましたが、じゃあ相手と撃ちあっているアメリカでは、日本の自衛官以上に多くの人たちがP何とかいう病気ですね、そういうのになっている。それを見ればそんな論議成り立たないし、国会でもそんな話出てこない、実際問題ね。

ほんで、子どもがいるから、その抑止力のために、逆なんですよ、全く。だから、実際に自衛官が本当に、一番反対しているのは自衛隊員なんです。現場の自衛隊員なんです。

私の子どもや孫が、いろいろ言います。それもそのとおりなんです。なぜかと言ったら、その延長線上に戦前の日本の流れがあるからです。それをやっばりどっかでとめないでだめだというのが、今一番多くの国民が心配していることなんです。だから、子どもを持つ親とすれば、なぜあのように子育て中の若いお母さんがベビーカーを押してですね、ああいう国会でのデモやさまざまなところのデモに参加するかといったら、それに気がついたからなんです。これをほっておけば、どんどんエスカレートしていくんです。まだ大丈夫と言っている間に日本がああ戦前でですね、大正デモクラシーからたった20年の間にああ敗戦までいったわけです。

やっぱりそのことを考えるならね、もう全体として、もちろん憲法違反であるし、立憲主義に反する、これはもう絶対ですけども、そこから後の今のやり方が何でも、じゃあ小選挙区制の中で有権者全体のたった16%の得票で議

席の6割以上を占めて、その人たちは何でもできるのか。安倍首相は私と一緒に歳ですけれども、どのような戦後教育を受けたのかって非常に、これは別の話ですけれどもね。だから、そのことを考えるならばね、法案に反対するのはもちろんですし、通ってしまったから仕方がないじゃなくて、今すぐ廃止する、もうそのことが絶対だという、日本の今後を生きていくためには、そのことは避けて通れないというふうに思います。

きょうはうちの議会でですね、平群町議会でこれをやっぱり意見書として上げる、もうよそはほとんど終わってしまってますから、意見書を上げているところはまだ少ないですけれども、今後12月議会に向けてさまざまな大きな運動が起きてくる、そういうふうに思います。平群町でいち早く上げることが、平群町としての値打ちも上がりますし、平群町議会としての憲法やそれから平和に対する思いが全国に発信できるというふうに思いますので、私もこの意見書にはぜひ賛同をお願いしたい。私ももちろん賛成いたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。高幣君。

○9番

私は、この安全保障関連法の廃止を求める意見書には反対の立場で討論させていただきます。

一部の皆さん方、国民から、この法は日本を戦争に導く法だと言われております。また、それを国民に訴えられておりますが、私は全く逆の判断をいたしております。

この法は、戦争をしない・させない誓いの法であります。戦争にならないようにする、戦争防止、抑止力アップの法であります。この法的な国の基盤整備ではないでしょうか。なぜならば、日本を取り巻く国際環境の変化は大きく、戦後70年を経過し、日本は大きく変化しています。この法は、国民の命と平和を求め、安全と安心を守るのを第一義として、他国の防衛、攻撃を目的とする法ではございません。日本の国内では、一部国民に対して徴兵制や憲法違反とか、戦争に巻き込まれるのではないかと、正しく伝わっていないのではないかなと思われまます。昨今、自衛隊もハイテク化され、戦前のような人集めだけではありません。隊員の育成には長時間を要します。プロ集団でなければなりません。安全保障政策の実態が変化してきております。

また、国民の生活の面から考えても、安全なライフラインを求められております。国民の国家経済を考えていかなければなりません。国の存立的な面からも考えねばなりません。常に国際環境を考えることです。

なお、憲法問題では、日本は三権分立で最高裁の判断ではないかと、私はそう思っております。

最後に申し上げますが、国は国際情勢の変化に伴い、国内外の外交力の強化を図らねばなりません。また、安全保障関連法については、もっともっと国民に理解を浸透させる必要があると思います。しかし、こういう状況の中で、この安全保障関連法の廃止を求める意見書については、私は今申し上げたような立場で反対とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。窪君。

○10番

安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

このたびの平和安全法制は、厳しさを増す現在の安全保障環境の中で、外交努力を尽くすことを大前提に、憲法の枠内で、どこまで我が国の国民を守る自衛の措置が可能なのか、そこから出発し、衆参両院の特別委員会で合わせて216時間と過去最長となる審議時間をかけて議論され、可決成立をいたしました。

しかし、今回の平和安全法制に反対している一部野党や、憲法学者の63%、これは朝日新聞による報道のものでございます。この方々は、自衛隊そのものを憲法違反と主張をされております。我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、北朝鮮の弾道ミサイル関連技術は飛躍的に進化し、現在、日本全域を射程におさめるミサイルを数百発配備しているほか、核実験も3回実施しており、核弾道を積んだ弾道ミサイルの出現も現実味を帯びつつあります。中国の軍備増強と海洋進出も活発化をしております。このような安全保障環境が激変する中で、日本の平和に責任を果たすために、対案も出さず、不安をまおり、廃案を目指すことだけに終始したことは非常に残念でなりません。

我が国は日米防衛協力体制の信頼性を強化し、抑止力を向上させて、紛争を未然に防止し、あらゆる事態を想定した切れ目のない体制整備によって、国民の命と平和な暮らしを守っていくことが求められており、今回の法制の目的はまさにそこにあります。この法制は、戦争を起こさせない戦争防止法であり、冒頭に書かれている「戦争する国づくりへと進める法」ではないことを、まずもって申し上げておきます。

すき間のない防衛体制を築いていくために、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃でも、これによって日本の存立が脅かされ、国民の命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される

ような明白な危険がある場合、かつ他に適当な手段がない場合だけに限って、必要最小限度の武力の行使ができるというのが、存立危機事態における武力行使であります。

昨年の閣議決定では、憲法9条を堅持し、自国防衛のための措置にとどめることを明確にするために、自衛の措置の新三要件を定め、厳格な歯どめをかけました。この新三要件は、憲法9条のもとでも例外的に武力の行使が許されるとした理由や根拠である1972年の政府見解の基本的な論理を維持したもので、今回の法制には、公明党の主張で、新三要件が過不足なく全て法律上に盛り込まれております。あくまでも自国防衛のために、他に適当な手段がない場合に限って必要最小限度の実力行使をするものであります。

9月14日の参院特別委員会で公明党の山口代表の質問に対しまして、横畠内閣法制局長官は「新三要件のもとで認められる武力の行使は、国際法上の集団的自衛権の行使を認めるものではなく、海外での武力行使を認めるものではない」と明言をされております。いわゆる他国防衛の集団的自衛権の行使は、一切認めておりません。すなわち、憲法9条のもとで許される専守防衛の原理の中に完全に入っており、違憲立法との批判は全く当たりません。

また、平和安全法制には、自衛隊の活動を通じて国際社会に貢献していくことも盛り込まれました。国際社会と協力しながら、日本周辺、そして世界の緊張緩和に向けて、各国とともに協力して努力していく。世界の平和の実現なしに、日本の平和や安全はあり得ません。

また、自衛隊の海外派遣が無制限に広がらないように歯どめをかけるために、特に国際平和支援法には、公明党の主張で自衛隊の海外派遣の3原則として、国際法上の正当性の確保、国会の関与など民主的統制、自衛隊員の安全確保が盛り込まれました。

さらに、日本が非核三原則を堅持し、核拡散防止条約や生物兵器禁止条約を批准するなど大量破壊兵器の拡散防止に取り組んでいる現在、「核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器を輸送することはあり得ない」と断言されております。さらに、ホルムズ海峡での機雷掃海に対しても、安倍総理が山口代表の質問に対して「現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定していない」と明言もされております。

また、自民、公明の与党と、日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党3党との協議が行われる中、存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない防衛出動は、例外なく国会の事前承認を求め、法制に基づく自衛隊の活動を180日ごとに国会に報告すること、また、自衛隊の活動を監視・検証する組織のあり方を引き続き検討することなど、5党合意を行いま

した。なお、この合意では、維新の党との協議の中での意見や国会での議論を踏まえたものも一部取り入れております。この与野党5党の合意により、国民の代表である国会の関与を強め、国会による民主的統制を強化することは、大変大きな意義があると評価されております。

このたびの平和安全法制によって、安全保障上の備えを強化していくとともに、これを外交の推進力の裏づけとして、平和外交をこれまで以上に推し進めていくことが重要であり、公明党の山口代表は連立与党の代表として、この10月中旬までに中国と韓国を訪問することになりました。安全保障と外交を車の両輪として、我が国及び国際社会の平和と安全を守るために、不断の努力を尽くす責任を負うことが、国民の命と平和な暮らしを守ることであり、この平和安全法制は国民を守るための大切な法律であります。今後は、同盟国や近隣諸国、国際社会にも法律の趣旨を正しく伝え、この法律運用を厳しく監視していくことが大事であります。

最後に、23年前の国連平和維持活動、PKO協力の制定時においても、戦地に自衛隊を送るのかとか、憲法違反だとか述べている政党もございましたが、今や国民の9割が自衛隊のPKO活動に今後も取り組むべきであると答えられており、平和安全法制につきましても、引き続き国民の理解をさらに得られるよう、丁寧な説明に努めていくことが必要と考え、この意見書案には反対をさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

最近、日本を取り巻く情勢は、決して安全だと言えなくなってきました。日本の安全を守っていくことは、まずアメリカとの同盟関係を強化しながら、周辺諸国はもちろんのこと、世界の友好国と信頼関係を深め、外交努力が何よりも重要であると思います。万が一の事態、例えば、ミサイル攻撃や離島の不法占拠、テロやサイバー攻撃など、あらゆる事態に対応できるようなすきのない構えで国民を守っていかなければならないと私は思います。

そこで、いろいろな法律を点検して、すき間を防ぎ、抑制力を高めて、戦争を未然に防ぐこと、それが今回の安保保障関連法の目的であると思います。法整備前では、自衛隊が法律の担保がなければ、最も効果的に動けなかった。法整備後は可能となったが、日本を取り巻く安全保障上の環境が大きな変化が発生したとき、あくまでも備えのための法整備であると思っております。

また、日本自身が人道的な国際貢献の活動を広げながら、国際社会の平和と安全の確保に汗を流し、信頼されるメンバーとなくなっていくと思いま

す。実際に武力を行使する場合は、新三要件を満たすことに加え、また、一部国会の承認も必要等の歯どめもかかっております。

僕は、日本国憲法は日本の国が存在しておっの日本国憲法であると思ひます。私は、国民の命と平和、暮らしを守る大切な法律と確信してあります。よって、安保保障関連法の廃止を求める意見書に対し、反対の討論とさせていただけます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第12号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、本案については否決されました。

日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によりお手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

お疲れさまでございました。

関東・東北豪雨災害によりまして、多くの方が犠牲となりました。亡くなられた方に対しましては、衷心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げます。

昨年は広島における土砂災害、4年前は紀伊半島大水害など、全国各地でさまざまな大きな災害が頻発しております。平群町におきましても、昭和57年に大雨による土砂崩れで、町民の方がお亡くなりになりました。その後は大きな災害もなく、安堵しているところではございますが、今後いかなる災害があろうとも、被害を最小限にとどめるべく、職員一同、緊張感を持って取り組んでまいる所存でございます。

さて、本会議におきましては、熱心な御議論をいただき、1議案を除いて全て可決、承認、同意いただき、ありがとうございました。まだまだ財政の厳しさは続きます。そんな中、町民の願いである文化センターは、ぜひともやり遂げなければなりません。未耐震の上、老朽化も進み、バリアフリーにも至っていない中央公民館の問題は、20年来の課題であります。公共施設管理計画の中で、しっかり位置づけをしまいたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、住民サービスの拠点であり、高齢者から子どもまで多くの皆様の交流の拠点、施設整備の優先順位は非常に高いものと認識いたしております。

文化センターを駅前に立地することは、平群駅西土地地区画整理事業との相乗効果により、平群の中心市街地の活性化と平群町全体が発展する夢の実現に繋がるものと確信するところであります。そのためには、文化センター建設に耐えられる財政基盤を確立していかなければならないことは、言うまでもございません。全町を挙げて取り組んでまいべき課題でございますので、議員各位におかれましても、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

これをもって平成27年平群町議会第4回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(ブー)

閉 会 (午後 6時20分)